

令和8年9月2日
宇城市社会福祉課

建設型応急住宅の入居者の募集について

1. 募集する団地と住戸

【当尾仮設団地】

所在地：宇城市松橋町曲野 1624-22

募集する住戸：木造平屋建

	1DK	2DK
戸数	8戸	2戸
面積	29㎡程度	40㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

【小川仮設団地】

所在地：宇城市小川町南新田 564-8

募集する住戸：木造平屋建

	1DK	2DK
戸数	23戸	7戸
面積	29㎡程度	40㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

【豊野仮設団地】

所在地：宇城市豊野町糸石 2966 番地

募集する住戸：木造平屋建

	1DK	2DK
戸数	8戸	2戸
面積	29㎡程度	40㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

2. 応募条件（いずれにも該当）

- （1） 令和8熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和8年7月28日発生）において、宇城市に居住する者
- （2） 当該災害により次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない者
 - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であつ

ても、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う者

- ③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと宇城市長が認める者

- ④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

- (3) 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない者

- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

3. 応募期間

令和8年9月2日（水）～9月16日（水）（必着）

4. 応募方法

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、以下の窓口を持参するか、FAXによりお申し込みください。

【窓口】

宇城市役所 新館1階 被災者支援総合窓口（宇城市松橋町大野85番地）

FAX 0964-27-4124

5. 選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の者がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている者がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・3歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2)の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1), 2), 3)の次に優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者がいる世帯

6. 入居時期

令和8年9月末頃を予定しています。なお、詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

7. 入居時に必要となる書類

入居の際には、以下の書類をご提出いただきます。

☐使用貸借契約書 ☐誓約書 ☐罹災証明書（コピー可）

☐上記2（2）②に該当する場合、受付済の「公費解体の申込書」又は住家を解体する契約書

※受付済の「公費解体の申込書」の提出が難しい場合は、「公費解体・撤去に関する申請書」の提出でも構いません

8. その他入居の条件

- ① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から2年以内です。
- ② 家賃は必要ありません。
- ③ 駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費等は、入居者の負担となります。

9. 備え付けの設備

ガスコンロ、エアコン（1台）、照明、暖房便座

【お問い合わせ先】

宇城市役所社会福祉課 地域福祉係 0964-32-1387